

原発問題 議会質問（尾村県議分）

2018(H30)年6月議会～2021(R3)年2月議会

1. 2018年(平成30年)6月定例会一般質問[2018年6月20日]

「福島原発事故の教訓と憲法を生かす県政について」

「国のエネルギー基本計画の問題点と島根3号機の危険性について」

「原発稼働条件は『ゼロ』であることについて」

「原発稼働の同意権・不同意権を保障する立法措置と安全協定について」

「原発ゼロの安全・安心の島根づくりについて」

○尾村利成議員 日本共産党の尾村利成でございます。

4月9日に発生した島根県西部地震、6月18日の大阪府北部地震で被災された皆様に心からのお見舞いを申し上げます。

我が党は、復興と生活再建に向けて力を尽くすものであります。

まず、福島原発事故の教訓と憲法を生かす県政について伺います。

今、島根は大きな岐路に立っています。国内最大級の原発である島根原発3号機の新規稼働によって、今後100年近くも原発の危険を抱え、原発依存の島根を続けるのか、それとも危険な原発と決別して、安全・安心の島根の道を進むのか、大きな分かれ道でございます。

中国電力は、5月22日、島根県に対し、島根原発3号機における新規規制基準への適合性確認審査に係る事前了解願いを申し入れました。今議会の最大の焦点は、この事前了解を了承するのか否かにあります。まさに島根の未来がかかった歴史的な議会であります。

原発稼働を狙う原発推進勢力は、適合性確認審査申請と原発稼働とは別であるという詭弁を弄しています。しかし、これは現実を見ない空論にほかなりません。なぜなら、中国電力の社長は、抜本的な経営基盤の回復、経営の安定化には原発稼働が不可欠であると強調し、早期の2号機再稼働、3号機の新規稼働に対して並々ならぬ決意を表明しているではありませんか。

このたびの事前了解願いは、明らかに3号機の新規稼働が目的であります。適合性確認審査申請は、原発稼働への第一歩であり、原発稼働のプロセスであることは明白であります。

私は、70万人島根県民の命と安全を守ることに責任を持つ県議会議員であります。危険な原発稼働に突き進むあらゆる動き、いかなる策動も断じて容認いたしません。

知事に伺います。

原発を含めて、島根県政の政策決定の根本に、日本国憲法と地方自治法を据えるべきことを求めるものであります。それは、県政の政策、県政が進むべき施策が基本的人権を保障した憲法に合致しているのか、そして住民の命と安全を守ることこそ自治体の使命であると規定した地方自治法の理念に合致しているのか、このことを判断基準にすべきであります。所見を伺います。

原発問題を考えるときに絶対に忘れてならないのは、2011年3月11日に発生した福島第一原発事故の悲劇であります。福島原発事故から7年が経過しました。しかし、福島では今もなお5万人を超す人々が避難生活を余儀なくされ、事故原因もいまだ未解明であります。溶け落ちた核燃料の位置や状態もいまだ把握できず、破壊された原子炉建屋への地下水流入により、核燃料から溶け出した汚染水がふえ続けています。事故収束にはほど遠く、事故被害は深刻化しているではありませんか。

私は、あの福島原発事故発生以降、3度にわたって被災地を訪ねました。仮設住宅に避難をしている自治会長さんの、原発事故が人々の幸せを奪った、誰もが将来に不安を持っています、こんな危険なものが存在してはいけないという声、90代のおばあちゃんが語った、原発事故によってひとり暮らしになりました、家族と離れ離れになって本当につらいですとの声が、忘れられません。

あの事故は、30キロ圏外にも被害を及ぼしました。原発には、ほかの事故には見られない異質の危険があります。一度、重大事故が発生し、放射性物質が外部に放出されると、もはやそれを抑える手段は存在しま

せん。被害は空間的にどこまでも広がり、時間的にも、将来にわたっても危害を及ぼし、地域社会の存続さえ危うくすることを、福島は実証したではありませんか。福島事故の教訓は、安全な原発などあり得ないということでもあります。

知事に伺います。

原発事故は、ふるさとを壊し、家族をばらばらにし、人々の生活となりわい、幸せを奪い去りました。島根県として、福島の現状をどう認識し把握していますか。また、あの事故から島根県として何を学び、何を教訓としているのですか。

福島事故は、憲法が保障する生存権、幸福追求権、財産権、居住権など、憲法が保障する基本的人権、これを奪い去ったことは明白ではありませんか。原発の存在は憲法に反するものであります。知事の所見を伺います。

次に、国のエネルギー基本計画の問題点と島根3号機の危険性についてであります。

なぜ中国電力を始め電力会社は、原発ノーの世論に逆らって原発を稼働しようとするのでしょうか。それは、電力会社の利潤追求とともに、その背景には国のエネルギー基本計画があります。

政府は、原発事故に無反省のまま、原発を重要なベースロード電源と位置づけた第5次エネルギー基本計画案をまとめました。計画案では、2030年度の電源構成の目標を、原子力20から22%、石炭26%、再生可能エネルギー22から24%としています。原子力発電割合を20から22%とする目標は、現在約2%である原発の割合を10倍以上とすることです。それは、原発約30基分の稼働を目指すということでもあります。そしてそれは、運転開始から40年未満の原発すべてを再稼働させることに加えて、40年を超している老朽原発までも動かすということでもあります。ですから、その中に当然、島根原発の2号機、3号機の稼働が含まれているわけでもあります。

島根で起こっている現局面は、中国電力がこの国のエネルギー計画案に沿って2号機再稼働と3号機新規稼働に突き進んでいるわけでもあります。この国の計画案を容認するということは、島根県として2号機と3号機の稼働を認めることとなります。

原発推進の計画案の撤回を国に求めるべきではありませんか、所見を伺います。

国や中国電力は、島根3号機を始め原発の必要性として、経済性、安定供給、地球温暖化対策などを理由に掲げます。しかし、廃炉、賠償、除染費用など、福島原発事故の処理費用は、現時点でさえ21兆円を超え、最大で70兆円を超すとの試算もあります。事故処理の費用は国家予算の規模となり、東京電力の過去の発電による売り上げを上回るとも指摘されています。

これら全ての費用が税金と電気料金に上乗せされ、国民にツケが回されようとしています。原発ほど、国民に巨大な経済負担を累積的に、かつ半永久的に強要するものなどないではありませんか。安定供給と言いながら、事故や不祥事など、電力供給が最も不安定で不確実なものが原発ではありませんか。環境面においても、事故が起これば、広範囲で長期間の放射能汚染をもたらし、取り返しのつかない事態を引き起こしたではありませんか。経済、環境を口実にした原発必要論など全く成り立ちません。

原発こそ究極のハイコスト、ハイリスクであります。所見を伺います。

次に、島根3号機の危険性についてです。

3号機の出力は137万3,000キロワットで、国内最大級です。中国電力は、従来に比べ信頼性、安全性がより向上したと強弁しますが、果たして本当にそうでしょうか。

3号機は、巨大なリスクを抱えています。なぜなら、3号機は、今から13年前の2005年に着工されました。福島事故前の着工であり、原子炉本体に何ひとつ福島事故の教訓が反映されていません。専門家や技術者も、3号機は福島以前の原子炉で、経済性を重視した構造になっている、本質的な設備の中心部分の改善が行われていないと警告しています。

改良型沸騰水型軽水炉の3号機はコスト優先で、原子炉建屋と格納容器を一体化し、十分なる安全性の検証などありません。内蔵型再循環ポンプの採用と緊急炉心冷却装置の簡素化による冷却機能不全のおそれ、実績の乏しい新型の電動駆動式制御棒駆動装置の危険性も指摘されています。

何より危険なのは、3号機など日本の原発は、国際的な水準と比較した場合、溶融した炉心を受けとめるコアキャッチャーや航空機の直撃に耐えられる原子炉格納容器の二重防護壁も設置されておらず、安全性で大きく見劣りすることです。世界で最も厳しい安全基準との政府の説明は、全く事実と反するものであります。

原発は、莫大な放射性物質、死の灰を抱えています。しかしながら、それをどんな事態が起きても閉じ込めておく完全な技術は存在しません。

原発の技術は本質的に未完成で、極めて危険です。所見を伺います。

また、中国電力は、電力供給の大部分を火力に依存し、その火力が高経年化しており、その対応として3号機の新規稼働が必要と言います。しかし、中国電力は浜田市に三隅火力2号機を今建設中ではありませんか。今後10年間の管内の電力需給見通しでは、電力の供給余力を示す供給予備率は、原発稼働を想定しなくとも、安定供給の8%を大きく上回る10.5から22.5%で推移する見通しではありませんか。

電力は足りています。3号機稼働の必要性など全くないことを強調するものであります。所見を伺います。

私は、暮らしにかけがえのない電力を供給して下さっている中国電力の職員の皆さん、関係者の皆さんに心からの敬意を表するものです。中電の職員さんに本議場からエールを送るものであります。中電関係者の皆さんお一人お一人が自信と誇りを持って業務に従事していただきたいと思います。そのためにも、国民の願いに反する原発推進事業から、国と中国電力の経営陣が勇断をもって撤退されることを強く求めるものであります。

次に、原発稼働条件はゼロであるということについて伺います。

地震についてです。

政府の地震調査研究推進本部は、島根県東部地域においてマグニチュード6.8以上の地震が今後30年以内に発生する確率は40%とする衝撃的な長期評価を公表しました。専門家は、4月9日に大田市など県西部を襲った大地震は、ひずみ集中帯と言われる山陰特有の地下構造に起因すると指摘し、ひずみ集中帯は山陰地方の地下にもあって、大地震を引き起こす未知の活断層がある、存在している、このように警告しています。いつどこで大地震が起こるかわかりません。

宍道断層の評価は、昨年7月28日、従来の25キロから1.5倍となる39キロへと、5回目の見直しがなされました。宍道断層が東に14キロ延長し、鳥取沖西部断層との離れている距離、離隔距離は5キロとなりました。2つの断層が連動すれば、140キロを超す活断層が原発直下に走っていることとなります。

科学者は、熊本地震など西日本で地震が多発しているのは南海トラフ巨大地震の前兆の現象であると警告をしています。今こそ県政は、あらゆる科学者、専門家の知見と警告を真剣に受けとめるべきではありませんか、所見を伺います。

次に、避難計画についてです。

原発から30キロ圏内には47万人が生活しています。そのうち、県内の入院患者、約6,000人いらっしゃいます。社会福祉施設の入所者は、約9,000人いらっしゃいます。在宅での要支援者は、3万1,000人いらっしゃいます。災害弱者の割合は、1割を超す4万6,000人にも及んでいます。

医療関係者からは、重病の患者さんが本当に安全に避難などできるのか、避難する過程で患者さんの病状が悪化して命の危機につながるおそれがある、こういう声が寄せられ、保育の関係者からは、保育士1人に対して園児6人という1、2歳児の今の配置基準のもとでは子どもの安全が守れるのか不安だ、こういう声も寄せられています。

県として、原発事故時、避難時において、保育、介護、医療関係者からいかなる声を聞いているのですか、また、いかなる課題があると認識しているのですか、伺います。

中には、たとえ原発事故が発生しても避難はしない、住みなれた自宅にとどまると表明されている方もいらっしゃいます。老老介護や高齢者世帯の方は、福島事故の被災者の惨状を目の当たりにして、初めから避難しないと決めている人も少なくありません。

この住民の思い、声、どのように認識していますか、どう対応しますか、伺います。

次に、県土の防災、災害対策が貧弱な問題についてです。

松江市など原発から30キロ圏内の自治体で、緊急輸送道路上に耐震対策が必要な橋梁は71橋梁あります。しかし、耐震対策実施済み橋梁は、わずか38橋梁です。落石等通行危険箇所は537カ所ありますが、対策済みはわずか191カ所、整備率は35%です。土砂災害の要対策箇所は2,173カ所ありますけれども、そのうち整備済みは389カ所、整備率はわずか18%にとどまっています。こういった状況で、原発事故時に安全なる避難などできないではありませんか。

30キロ圏内の緊急輸送道路上にある耐震対策必要橋梁の耐震実施は何年後に完了しますか。また、落石等通行危険箇所並びに土砂災害要対策箇所の整備は何年後に全て完了する予定なのですか、伺います。

次に、核燃料サイクルが破綻していることについてであります。

高速増殖炉もんじゅは、事故、不祥事続きで、廃炉に追い込まれました。高速実証炉は、世界でも成功した例がなく、実用化のめどは全く立っていません。使用済み核燃料や核のごみの処理方法も未確立です。自分が生み出す核廃棄物の後始末さえできない原発は、完成した技術とは言えません。新たに核のごみを生成する原発稼働など、無責任きわまりないものであります。

県として、核燃料サイクルからの撤退を国に求めるべきであります。所見を伺います。

多くの県民は、島根原発の稼働など望んでいません。大地震の予測、備えもできず、実効ある避難計画もできていない、災害防災対策も完了していない。今、原発稼働の条件は全くありません。皆無です。こういった中で、島根県として原発の稼働を決定し、その後に原発による災害が起こったならば、その災害というのは島根県が引き起こしてしまった人災になるではありませんか。

島根県として、即時原発ゼロの決断を行うべきであります。所見を伺います。

次に、原発稼働の同意権、不同意権を保障する立法措置と安全協定についてであります。

原発立地自治体及び原発周辺 30 キロ圏内の自治体には、法律で避難計画の策定が義務づけられています。その一方で、立地自治体以外の自治体には、原発の再稼働に対して同意、不同意する権限が付与されていません。福島事故を見れば、原発から半径 30 キロ圏外の地域も決して安全とは言えず、余りにも不条理ではありませんか。

国に対して、原発事故の被害が想定される全ての自治体に原発稼働の同意権、不同意権を保障する立法措置を講じることを求めるものであります。所見を伺います。

また、周辺自治体が繰り返し求めている立入調査権や原子炉停止要求権などを保障する原発立地自治体並みの安全協定の締結に向けて、安全協定第 12 条の適切措置要求権を島根県として発動すべきであります。県としての積極的なイニシアチブ発揮を求めるものであります。

安全協定第 12 条は、次のとおり規定しています。島根県及び松江市は、周辺住民の安全確保のため、特別な措置を講ずる必要があると認める場合は、中国電力に対して原子炉の停止を含め適切な措置を講ずることを求める、この規定であります。

この間の中電の不正、不祥事は際立っています。最近でも、2010 年には 511 力所もの点検漏れが見つかり、2015 年には低レベル放射性廃棄物の処理に係る機器の検査記録偽造もありました。一昨年には、1 号機、2 号機の中央制御室空調換気系ダクトに 100 力所を越す腐食孔が確認されるなど、ずさんな保守管理に対して、県民の厳しい批判の声が上がっているではありませんか。周辺住民の安全確保のため、中国電力に対する監視体制、チェック体制を強化すべきであります。原子炉の停止権も認めるべきであります。

周辺自治体の願いを実現するためにも、今こそ島根県が第 12 条を発動するときであります。県として、12 条を発動して、中国電力が松江市並みの安全協定を出雲市、安来市、雲南市と締結するよう積極的に動くべきであります。

少なくとも、島根県が国と協議調整を行って、中国電力と周辺自治体との協議の場を最低限でも設定すべきであります。所見を伺います。

最後に、原発ゼロの安全・安心の島根づくりについてであります。

国政では、3 月 9 日に、立憲民主党、社民党、自由党、日本共産党の 4 野党が共同提出した原発ゼロ基本法案が、6 月 8 日の衆議院経済産業委員会に付託されました。法案は、政治の意志として原発ゼロの決断を求めるものであります。

我が党は、原発稼働に反対する多くの国民と力を合わせて、法案の可決に力を尽くすものであります。

福島では、福島県内全ての市町村議会で、原発廃炉を求める国への意見書を決議しました。福島県議会も、自民党、公明党、民主党、共産党など全会一致で、福島第二原発廃炉を求める意見書を今までに 4 回も決議しているのであります。これら福島県民の願いに押されて、ついに東京電力は 6 月 14 日に福島の第二原発の全 4 基の廃炉を表明したところであります。

今こそ島根県政は福島とたく連帯し、原発ゼロを決断し、島根県から安全・安心のエネルギーを発信すべきです。再生エネルギーの活用を、地元の中小企業の仕事や雇用に結びつくように追求して、再生可能エネルギーの推進県、先進県を目指すべきであります。所見を伺います。

国政では、自衛隊の日報の隠蔽、森友・加計疑惑に見られる公文書の改ざん、文書の廃棄、虚偽答弁など、うそとごまかしの政治が横行し、国民の怒りが広がっています。原発の問題でも、ごまかしが明らかとなり

ました。5月9日に東京電力刑事裁判に出廷した元原子力規制委員会委員長代理の島崎邦彦さんの法廷での証言であります。島崎氏は法廷で、最大15.7メートルと想定した津波の根拠となった国の地震予測長期評価を踏まえた対策をしていたならば、かなりの命が救われただけではなくて、福島事故は起きなかったとの衝撃的な発言を行ったのであります。

私は、最後に知事に伺いたいと思います。

地方自治体というのは、国の下請の機関ではありません。国の政治が島根県民の命を脅かすとき、島根県民の安全を脅かそうとしているとき、間違った国の政治に立ち向かうことこそ自治体の使命であり、そこに自治体の魂があるではありませんか。県民の命を守るためには、原発に固執している国の原子力の政策、これに島根県政は無批判であり、国の政策に迎合してはいけません。県政が県民の願いに反する原発推進の施策をとれば、県民の島根県政への信頼は失墜してしまいます。

原発ゼロこそ島根県政が進むべき道であるということを中心に強調して、質問を終わります。

○知事(溝口善兵衛) 尾村議員の御質問にお答えをいたします。

最初の質問は、憲法と地方自治法についてであります。

憲法にあります基本的人権の尊重や地方自治法における地方公共団体の役割などの規定は、県政を推進する上で根幹となるものであります。各分野の施策の決定におきましても、それぞれの状況に合わせ適用すべきものと考えております。

次に、福島原発の現状と事故の教訓について所見を問うという御質問であります。

福島第一原発事故から7年が経過しましたが、いまだに多くの住民の方々が避難を余儀なくされているなど、事故が収束したという状況にはなっていないと考えております。国や事業者は一丸となって、避難者などへの支援や除染などの対策に強力に取り組むことが必要であると考えております。

政府は、福島第一原発事故について、1つには、地震や津波等に対する想定が不十分であったこと、2つには、事故が起きないものとして、重大事故が起こった際の対策が規制基準に含まれていなかったこと、3つには、規制基準に新たな知見を反映しても、既に許可された原発についてさかのぼって適用する仕組みがなかったことなど、各種の事故調査委員会から指摘されたことを福島事故から学び、教訓としたが、県も同様の考えであります。

なお、政府は、これらの教訓を踏まえ、1つには、地震や津波等に対する基準を強化し、2つには、重大事故が起こった際に被害を最小限に食い止めるための対策を新設し、3つ目には、新たな基準を既に設置された原発にも適用することなどを内容とする新規制基準を策定いたしました。

次に、憲法と原発についての御質問がありました。

福島第一原発事故におきましては、原発から放出された放射性物質から逃れるため、多くの住民の方々が避難を余儀なくされ、平穏な生活が大きく変わってしまいました。このことによって、憲法が保障する基本的人権を奪い去ったのか、また原発の存在は憲法に反すると言えるのかということにつきましては、いろいろな立場の人々がよく議論をし、今後検証されていくべき課題として残っておるというふうに思います。

いずれにしましても、福島第一原発事故のような事故を二度と起こさないための努力を続けていかなければなりません。

次の御質問は、原発推進第5次エネルギー計画案の撤回を国に求めるべきだと考えるけれども所見を問うという御質問であります。

平成26年4月に閣議決定された第4次エネルギー基本計画では、原子力発電については、安全性を大前提にし、重要なベースロード電源として位置づけられております。この計画を受けまして、平成27年7月に国が策定しました長期エネルギー需給見通しでは、2030年度の電源構成比率については、原子力は20%から22%にされております。議員御指摘のとおりであります。

現在、国において第5次エネルギー基本計画案が検討されておきまして、その案におきましても、原子力発電は安全性を大前提に、重要なベースロード電源として位置づけられ、また2030年の電源構成比率は原子力の場合20%から22%の実現を目指すとしてされております。

なお、この計画案は現在検討中でありまして、まだ決まったものではありませんが、特定の原子力発電所の稼働や不稼働を前提にしているものではないと、全体としての計画だということのようです。

いずれにしましても、国のエネルギー政策につきましては、原子力発電の位置づけも含め、国民及び関係

自治体に十分な説明を行い、理解を得るよう、国として責任を持って取り組んでいく必要がありますし、私どもも国に対して要請をしております。

次に、原発のコストとリスクについての御質問でございます。議員は、原発こそ究極のハイコスト、ハイリスクであると考えるところを問うという御意見であります。

議員御指摘のとおり、廃炉費用や事故対応費用などの社会的費用を含めた原子力発電コストは、国の総合資源エネルギー調査会の試算のほか、さまざまな試算が行われております。国は、安全性を大前提に、エネルギーを安定的に、安いコストで、環境に負荷をかけず、安全に電力を供給する方法を追求しております。安全性につきましては、原子力規制委員会の専門的な判断に委ねられております。

県としましては、こうした国の考えを国民に国はよく説明をしていく必要がありますし、私どもはその説明を引き続き求めていく考えであります。

次に、3号機稼働に関する住民の理解と合意についての御質問でございます。

議員は、3号機の稼働の必要性はなく、住民の理解と合意は得られていないと考えておられるという御意見でございました。

電力需給は、中国エリア、全国とも、当面余裕がある状況であります。しかしながら、全国的に見ましても、電力供給のほとんどは火力発電に頼っているのが実情でございます。火力発電はCO₂を大量に生むわけでございます。その問題も実はその背後にはあるわけでございます。

中国電力からは、供給力の確保とCO₂排出削減のためには3号機が必要という説明を受けております。また、国のエネルギー基本計画では、全国の電力の安定供給のためには原子力発電も一定程度必要とされております。

これが現状でございますが、島根原発3号機の稼働が必要かどうかということにつきましては、原子力規制委員会の審査終了後に国から説明を受け、今回と同様に、各方面の御意見をよくお聞きして、県として総合的に判断していく考えであります。

次に、核燃料サイクルからの撤退、決別についての御意見がありました。

国は、エネルギー基本計画において、核燃料サイクルについては、安全確保を大前提にし、プルサーマルの推進、六ヶ所再処理工場の竣工、MOX燃料加工工場の建設などを進めるとしております。核燃料サイクルは、国が前面に立って責任を持って取り組むことが必要であります。

県としましては、引き続き国の取り組みをよく注視し、必要に応じ、国に対して適切に対応していただくよう求めていく考えであります。

次に、3号機稼働の判断と避難計画の実効性についての御質問であります。

島根原発3号機につきましては、今後、県議会や関係自治体などの意見もよくお聞きして、原子力規制委員会への申請を了解するかどうかについて判断をしなければならぬと考えております。また、3号機の稼働を認めるかどうかは、原子力規制委員会による審査の終了後に国から説明を受け、今回と同様に、各方面の御意見をお聞きして、県として最終的に判断する考えであります。

他方、原子力災害対策は、審査や稼働に関係なく取り組む必要があります。議員御指摘の要支援者対策なども含め、国と2県6市が連携した作業チームで、避難計画の実効性を高めるための検討を進めていく考えでございます。6市といいますのは、出雲市、安来市、雲南市、米子市、境港市、松江市ということでございます。

次に、原発稼働の同意、不同意に関する立法措置及び適切措置要求権の行使についての御質問であります。

議員から、立法措置あるいは適切措置要求権を行使すべきとの御意見をいただきましたが、いずれにしましても、出雲市、安来市、雲南市及び鳥取県、米子市、境港市といった周辺自治体と、立地自治体の松江市では、意見や置かれた状況が異なり、その間の調整を行うことは難しい課題であります。率直に言ってそういう感じがいたします。県としましては、引き続き関係自治体の話をよくお聞きしまして対応していく考えであります。

なお、こうした状況を踏まえ、県は周辺自治体と覚書を結び、島根原発に関して重要な判断や回答を行う場合には周辺自治体の考えをよくお聞きし、県の判断や回答の内容を周辺自治体によく説明し、その上で、周辺自治体から意見等の提出があった場合にはその意見を国や中国電力に届けるということをしておりますが、これが現状のやり方でございます。

次に、幾つかの質問をまとめて申し上げますが、1つは、国政が県民の命と安全を脅かすとき、間違っ

国の政治に立ち向かうことこそ自治体の魂と考えるが、所見を伺うと。もう一つは、原発に固執する国の原子力政策、エネルギー政策に無批判、迎合であってはならないと考えるが、所見を伺うということでございます。

これにつきましては、エネルギー政策は国民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼすものであり、国において、やはり国全体としてよく議論をし、方針を示す必要があるというふうに考えております。これにつきましては、各県が行うというよりも、国全体の問題として国が行う必要があるというふうに考えます。

そして、原子力政策につきましては、安全性を大前提として、エネルギー政策上の重要性や必要性等を国民及び地方公共団体に十分な説明を行い、理解を得るよう、国として主体的に取り組んでいくということが重要だというふうに思います。県としましては、原子力政策、エネルギー政策を政府として国民にしっかりとわかりやすく説明するよう、経済産業省等に引き続き要望をしていく考えでございます。

次に、原発推進施策をとれば県民の県政への信頼が失墜するのではないかと、所見を伺う、そして原発ゼロこそ県政が進むべき道と考えるが所見を伺うと、この2間でございます。

日本のエネルギー政策は、政府が国全体の問題としてどのように進めていくのか、よく考えていく必要が私もあると思います。政府は、国会の答弁におきまして、原子力規制委員会が科学的、技術的に審査し、新規規制基準に適合すると認めた原発のみ、地元の理解を得ながら再稼働を進めるといふように言っておられるわけでございます。原発ゼロということは考えておられる状況ではないと思います。

具体的に島根県としての判断が求められる場合には、県民の方々を始め立地自治体や周辺自治体などからの意見をよく聞きまして、県として総合的に判断をしてまいりたいというふうに考えております。

○防災部長(山口和志) 私からは、2点お答えいたします。

まず、原発の技術についてでございます。

福島第一原発事故の反省や国内外からの指摘を踏まえて策定されました新規規制基準におきましては、炉心が溶け落ちた場合の重大事故対策や意図的な大型航空機の衝突などの対応が追加されたところでございます。この新基準におきましては、議員御指摘のコアキャッチャーや格納容器の二重防護壁といった設備そのものは求められておりませんが、性能といたしまして、事故の進展を食い止めるために必要な対策が求められています。

しかしながら、安全対策をしっかりとつとめし、事故のリスクはゼロにはなりません。そのため、万が一の事故に備えた防災対策を強化していく努力を続けることが大切だと考えております。

次に、地震に係る専門家の知見についてでございます。

原発の耐震安全性につきましては、原子力規制委員会が専門的な立場から審査する枠組みとなっています。審査に当たりましては、規制委員会に届けられるさまざまな意見を検討するほか、外部の専門家による有識者会議の評価を参考にするなど、最新の科学的、技術的知見を踏まえて行われることになっております。

議員御指摘のひずみ集中帯や、央道断層と鳥取沖断層との連動の可能性に関する意見、あるいは研究者により最近公表された研究成果などにつきまして、県として原子力規制庁に情報提供をしております。

いずれにいたしましても、連動性を含む活断層の長さなどの評価や地表にあらわれない震源断層など、こうした情報は、原発の耐震安全性を確保する上で大変重要でございます。県としましても、引き続き情報提供をしていく考えでございます。

【再質問】

○尾村利成議員 知事、私は、今3号機の稼働が狙われている中で、原発の稼働の条件など皆無だということを行いました。しかし、国がエネルギー基本政策案で原発を動かすということを考えている以上、国に立ち向かわなければならぬということを私は言ったわけです。知事は、国の政策を注視するというをおっしゃったわけです。

私は、事故が起きてからでは遅いと思うんです。もし原発を動かして、この島根県で事故が起きた、そのときに中国電力が幾ら申しわけありませんでしたと言って何回謝罪しても、これは済まされないわけです。

原発がある限り常にリスクがあって、例えば18日に起きた近畿地方を襲った大地震、または4月の大田を中心とする地震、常に地震があれば原発は大丈夫かとみんな心配するじゃないですか。このリスク、これを取り除いていく、危険を取り除いていく、このことこそ県政がやるべきじゃないでしょうか。

私は、原発問題の最大の判断基準に、原発をどうするか最大の判断基準に、私は当初冒頭のところで憲法とか地方自治法とか言いましたけども、言い方を変えましょう。原発問題の最大の判断基準に、県民の命と安全を守ることができるのか、ここを座標軸に据える、判断基準の座標軸にこれを据える、ここをやってもらえませんか。

知事は、総合的な判断ということで、県議会の意見、原子力安全対策顧問会議の意見、鳥取県の意見、周辺自治体の意見、松江市の意見、それを聞いて県が総合的に判断すると、こうおっしゃいます。しかし、これは判断をするまでの手続なんですよ。判断をするまでのプロセスなんです。それとは違う角度で、原発をどうするかというのは、これをどうするか判断基準に、県民の命が守れるのか、安全が守れるのか、ここにきちんと県政の基準を据える、物差しを据えるということを私はお願いしたいんです。この点での御意見、お考えをお聞かせください。

それから、圧倒的多数の県民は、再稼働など望んでいません。3号機の新規稼働など望んでいません。結果的に原発を動かすということになれば、多くの県民の願いと県政が進んでる方向はずれるわけです。乖離するわけです。それは間違いなく県民の県政に対する不信となるではありませんか。幾ら我々が県議会で、県政の皆さんも一生懸命県民の幸せと言ったって、県民の願いに反することを県政がやる、県議会がやれば、信頼などされないじゃないですか。不幸じゃありませんか。

だから、県民の願いに反することはやらない、私はこのことも判断の基準に据えていただきたい。お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○知事(溝口善兵衛) 日本は経済の発展等を求めておるわけですが、そのためにはやはりエネルギーを確保していくというのは必須のことなわけですね。そのエネルギーを確保する方途として、いろいろなやり方があるわけです。今のところ大きいのは、かつては石炭なんかがあったわけですが、石油を輸入して石油をたくということになりますね。石油をたくということになると、CO2がどんどん出てくるわけでありまして。これを世界中でやりますと、地球全体が温暖化になってしまうといったような問題もあるわけですね。原発については、そういう問題はないわけでありまして、原発につきましても安全性を確保しながら、エネルギー供給の一つの手段になっているというところがあるわけです。

それから、原発立地市の松江市においてはどうかという考えもありますね。松江市におかれては、以前から、原発についてはいろんな課題があるけども、そのためのいろんな対応をしながらやっていこうというようなお考えでありますし、周辺自治体のほうでは、万が一事故が起こった場合にはそうした周辺自治体にも影響が及ぶからいろんな対策をとってもらいたいということで、エネルギー政策の観点からどうするということは必ずしも1番目の関心事項であるわけじゃないんです。

やはりエネルギーをどうするかということは日本経済をどうするかということと大きく関連するわけでありまして、そこは国がどういう判断でやるかということをお決めになる必要があると。これは、国と申しますか、国会の責務であるわけですね。そういう関係がいろいろあるわけですが、現状としては、いろんな声がありますけども、周辺自治体の意見もよく聞き、立地自治体の意見もよく聞いて、県としては対応していくということが必要であるというふうに私は考えております。

なかなか一つの観点からこの問題をさばっていくということは難しい、意見がいろいろ違いますから、そういう状況にありますけども、できる限り安全な原発が活用できるよう、私どももよく注視をしますし、国に対しても安全面に対しての対策をしっかりとられるようお願いをしております。また、万が一の場合には住民の方が問題なく避難ができる、そういうこともやっておるということでもございまして、一本これをやったらどうかということとはなかなか難しい状況にあるというのが実情ではないかというふうに思います。

【再々質問】

○尾村利成議員 私の質問に対する真正面といいますか、明確な御答弁ではありませんでした。

2014年に、大飯原発の運転差し止めを認めた福井地裁判決がありました。この判決は、命を守り、生活を維持することを超える価値などない、人の生存そのものにかかわる権利と、電気代が高い低いということとを並べて論じることは許されないという判決を裁判官は書きました。私は、政治はこのことを肝に銘じるべきだと思っております。

原発の稼働というのは、今、条件ありません。いつどこで大地震が起こるかわかりません。日本列島は地

震の活動期に入った、東日本大震災以降は火山の噴火の活動期に入った。自然の脅威の前に、私たちは謙虚であるべきだと思います。原発ゼロこそ進むべき道だと思います。以上です。

2. 2018年(平成30年)9月定例会一問一答質問[2018年9月21日]

「公共事業の在り方について」「原発問題について」

○尾村利成議員 公共事業のあり方であります。まず、松江北道路について伺います。

ルート案が示されました。北道路建設事業に影響する土地、建物の所有者数、関係権利者数を伺います。

○土木部長(真田晃宏) 松江北道路について、本年7月から地元説明会を開催し、県が作成した道路計画案について地域の皆様に御意見をお聞きしているところです。今後、それらの意見を踏まえて詳細な設計を進める予定であり、現時点では、事業により影響する土地、建物の所有者数、関係権利者数につきましては確定しておりません。

なお、地元説明会の開催に当たり、影響すると思われる土地、建物の所有者及び隣接所有者の方に説明会の案内文を個別に送付しており、その数は570名となっております。

○尾村利成議員 570人に影響がある。田んぼ、農地を借りていらっしゃる方とかアパートに住んでいらっしゃる方、だから借地、賃借権、これらの方を入れて最終的には関係権利者数ということになるかと思いません、地権者と合わせてですね。優に600は超すということになるでしょう。

城山北公園線拡幅事業は、事業化から完成まで15年もの歳月を要しました。公共事業を進めるに当たって用地買収に多大な時間を要したこの事業から、土木部は何を教訓にしましたか。

○土木部長(真田晃宏) 城山北公園線は、地元説明会やまちづくり協議会などを重ねて、大方の地権者の賛同を得て事業に着手いたしました。一部の反対者の御理解を得るのに時間を要しました。事業の早い段階から幅広く、また事業の進捗に応じてきめ細かく意見を伺いながら、住民の理解が十分得られるよう進めていくことが重要であると考えているところでございます。

○尾村利成議員 しっかりと教訓を得られたものと理解します。

北道路なんですけども、すぐ近くに活断層が通っているわけですね。昨年の2月、政府の地震調査研究推進本部は、宍道断層をマグニチュード7級以上の大地震を起こす可能性がある主要活断層帯に指定しました。松江北道路ルート近傍には宍道断層が走っています。防災上の観点からしても、道路建設地としては不適格と言わざるを得ません。計画の中止を求めますが、いかがですか。

○土木部長(真田晃宏) 松江北道路は、熊本地震の知見なども取り入れた最新の技術基準に基づき設計をしております。設計に当たりましては、道路の重要度に応じた耐震性能を確保することとされております。

松江北道路は、地域高規格道路として整備する重要な道路であり、地震の影響があったとしても、その機能を速やかに回復できる構造とするよう検討しております。

○尾村利成議員 土木部長、防災対策の基本、肝は何か。聞くのは気の毒でしょうから、私が回答といいますか、言います。防災対策の基本というのは、災害の発生を抑えて、災害の被害を防止する。この予防対策を重視するという。私は、これが肝だと思っています。

今、私は、松江北道路のすぐ近傍、宍道断層が通っているという話をしました。土木部長は、熊本地震の知見なども研究する、そういうことをおっしゃいました。それはこういうことですね。活断層の評価を含めた事前の防災アセスメントの導入を行うというふうに私は理解していいんですか。意味わかりますか。わかりますか、言っている意味。

○土木部長(真田晃宏) 尾村議員のおっしゃる防災アセスメントというものがどういう概念を指されておら

れるのかはわかりませんが、道路を設計するに当たりましては、技術基準が全国統一的に定められておりますので、それにのっとって設計を進めてまいります。

○尾村利成議員 それでは私はだめだと思えます。政府の地震調査推進本部、2016年に島根県東部地域においてマグニチュード6.8以上の地震、今後30年以内に発生する確率は40%だということを政府は言っているわけですが、東部地域は、そして、宍道断層が39キロ走っている。すぐその下に松江北道路が今計画されているわけです。

田んぼを潰す。山を壊す。トンネルを掘る。防災を無視した乱開発を私はやめないといけないと思います。住民の命と安全を守らないといけないと思います。少なくとも、そのことを今後の説明会の中で、活断層もこう走っているということも住民にお伝えすべきじゃありませんか、最低でも。どうでしょうか。

○土木部長(真田晃宏) 設計に当たりましては、断層変位により橋梁が被害をこうむりました熊本地震の知見を取り入れた技術基準を適用してまいります。この基準に従いまして、適切に対応してまいりたいと考えております。

○尾村利成議員 私は、この地域は新規道路建設ではなくて防災対策こそ強化すべきだ。活断層のそばに、活断層と平行して道路建設などあり得ないと思います。

知事、活断層の話しました。原発の問題もすぐ近くにありますがね。原発、住民の不安が高まっています。大地震がいつ起こるか分からない。複合災害もあり得る。避難計画、使用済み核燃料処理、さまざまな不安が今、渦巻いています。説明会、県内各地で開くべきじゃありませんか。

○知事(溝口善兵衛) 県政におきまして、公共事業等をどう進めていくかということにつきましては、それに関連する場所におられる住民の方々の考えをよくお聞きをして対応するということが大事な我々の務めであらうというふうに思います。

原発の関連につきましては、現在の状況を申し上げますと、原子力規制委員会の審査終了後、国の関係機関から安全性や必要性、住民の避難対策等についての説明を受け、その上で、住民の方々も参加する安全対策協議会、そしてまた専門家で構成いたします顧問会議、県議会の御意見、関係自治体の御意見などをよく聞きまして、総合的に判断していく考えでございます。

こうした意見のほかにも、県民の方々に御自分のお考えをお持ちになる方もおられますので、そうした異なる意見がありましたら、県としてよくお聞きをする考えでございます。以上でございます。

○尾村利成議員 時間が来ました。

公共事業は防災・減災事業を私は最優先すべきだと思いますし、活断層がたくさんあるわけでございます。地震の危険があるわけです。原発の稼働など許されないということを申し上げて、質問を終わります。

3. 2018年(平成30年)11月定例会一問一答質問[2018年12月3日]

「島根原発周辺の災害対策について」

○尾村利成議員 島根原発周辺の災害対策について伺います。

島根原発の直近に、活断層である宍道断層が東西に39キロメートル走っています。宍道断層が動いた際の建物被害、経済被害、どう算定していますか、想定していますか。

○防災部長(山口和志) 宍道断層が動いた際の被害につきまして、県が行った地震被害想定調査では次のように想定しております。

建物被害につきましては、地震の揺れによる全壊が2,537棟、半壊が8,954棟、地盤の液状化による全壊が463棟、半壊が1,147棟でございます。経済被害につきましては、建物の倒壊や家財の被害、水道や電気などのライフラインの被害、道路や橋梁などの交通施設の被害、こうした被害を合計して約6,800億円と試

算しています。

○尾村利成議員 宍道断層の真上並びに近傍に存在する土砂災害危険箇所の状況を教えてください。

○土木部長(真田晃宏) 宍道断層の真上並びに近傍として、便宜的に旧松江市の橋北地区、旧鹿島町、旧美保関町及び旧島根町を集計してお答えいたしますと、土石流危険渓流が 408 カ所、急傾斜地崩壊危険箇所が 803 カ所、地すべり危険箇所が 25 カ所、合わせて 1,236 カ所の土砂災害危険箇所がございます。

○尾村利成議員 原発周辺に 1,236 カ所の土砂災害危険箇所であります。問題なのは、島根原発の構内に、原発の敷地内に、7カ所もの土砂災害危険箇所があることであります。

箇所名を申し上げます。1つに、原発1号谷、2つに、原発2号谷、3つに、原発3号谷、4つに、片句1、5つに、片句2、6つに、片句3、7つに、片句4であります。

島根原発構内の土砂災害危険箇所について、万全なる対策を講じるべきであります。所見を伺います。

○防災部長(山口和志) 島根原発敷地内の土砂災害危険箇所につきましては、中国電力が島根原発2号機の審査の中で、議員が先ほど御指摘されたとおり、土石流危険渓流が敷地内に7カ所あると説明しています。中国電力がその7カ所について現地調査などを詳細に行った結果、免震重要棟の敷地造成に伴い谷の面積が減ったことなどから、土石流が発生する可能性が低いと説明しています。その上で、仮に土石流が発生して建物や設備に衝突しても、建物が倒壊するおそれがないことなどから、発電所の安全性に影響を及ぼさないと説明しています。また、中国電力は、地すべりの可能性がある場所についても調査し、発電所の安全性に影響を及ぼさないと説明しています。

いずれにしましても、土砂災害については審査が継続中であることから、原子力規制委員会は引き続き厳格に審査を行っていただきたいと考えています。また、中国電力は、規制委員会の審査における指摘に対して適切に対処していただきたいと考えています。

○尾村利成議員 部長、今、中国電力の言い分を聞きました。県として、どうするんですか。県の認識を私はお尋ねします。

現地調査の実施など、県としてのしかるべき対応が必要ではありませんか、どうですか。

○防災部長(山口和志) 議員が言われたような専門的な調査につきましては、なかなか県だけではできにくい面もございます。中国電力は、指摘に応じて適切な調査をすることになっておりますので、その結果を原子力規制委員会において厳格に審査していただきたいというふうを考えており、国のほうにもそのように要望しておるところでございます。

○尾村利成議員 この間の災害の教訓というのは、想定外のことが起こっているということでもあります。近年、経験したことのない豪雨が発生しています。集中豪雨とともに、仮に宍道断層の地震が発生すれば、すなわち複合災害が起これば、どんな事態が起こるかわからないではありませんか。

想定外の事態に備えた万全なる対策というのを、私は県としてもしっかりとっていただきたい、研究していただきたい、このことを要求しておきたいと思えます。

昨年7月、宍道断層の長さが 25 キロから 39 キロへと見直されました。一昨年、政府の地震調査研究推進本部は、島根県東部地域においてマグニチュード 6.8 以上の地震が今後 30 年以内に発生する確率は 40%とする衝撃的な長期評価を公表しました。また、昨年2月には、宍道断層はマグニチュード7級以上の大地震を起こす可能性がある主要活断層帯に指定されました。一昨年の熊本地震では、活断層が連動するという事態が起きました。

今必要なことは、最新の知見、活断層評価に基づいた被害想定を行うべきだと考えます。いかがでしょうか。

○防災部長(山口和志) 地震に関します調査研究は、多くの関係行政機関や大学等で行われておりまして、さまざまな知見がそれに基づいて発表されております。県が地震防災対策を行う上で参考としております政

府の地震調査研究推進本部では、平成 28 年に活断層の評価方法を見直し、個別の活断層を評価するこれまでの方法に加え、その周囲の活断層も含めて総合的に評価する新たな手法を導入しています。この新たな手法により、宍道断層については、昨年 2 月、地震が発生した際に被害が大きいとされる主要活断層に指定されましたが、これ以上の評価については詳細なデータが不足しており、引き続いて調査が必要であるとされております。

県では、平成 25 年に策定しました島根県地震・津波防災戦略に基づきまして地震防災対策に取り組んでいるところであり、これまでも、国が示す新たな知見を踏まえながら、地震に備えた対策の取り組みを進めてきました。例えば、新たに国が示した日本海側の津波断層モデルを踏まえまして、島根県地震被害想定調査を見直しました。現在、県では、この被害想定の見直しを踏まえ、防災戦略や島根県地域防災計画の見直しを行っております。今後も必要に応じて、学識経験者等の意見を参考としながら見直しを行ってまいります。

○尾村利成議員 被害の想定というのは、防災対策を講じる上での大前提となるものであります。最新の被害想定を行う、最大規模の被害を想定して計画をどんどん更新していく、最新のものにバージョンアップしていく、私はこのことが大切だということを指摘しておきたいと思っております。

専門家は、京都府北部から山陰地方にかけてひずみ集中帯が広範囲に存在していると指摘しています。事実、2000 年には鳥取県西部地震、2016 年には鳥取県中部地震、そしてことし 4 月には島根県西部地震が発生しました。山陰地方が地震の活動期に入ったとの警告もございます。

県として、この警告をどう認識していますか。地震に備えた災害対策、防災対策の強化が必要ではありませんか、いかがですか。

○防災部長(山口和志) 内閣府によりますと、地震多発国である日本では、地下に隠れていてまだ見つからない活断層もあるとされています。議員もおっしゃいましたように、熊本地震のように、国が今後 30 年以内の発生確率が 1%未満と想定した地域でも地震が発生するなど、いつどこで大きな地震が起きてもおかしくない状況にあるというふうに考えております。

県では、島根県地域防災計画や島根県地震・津波防災戦略に基づき、関係部局や関係機関が連携した総合防災訓練の実施や、建物の耐震化を推進するなど、地震被害軽減に向け、ソフト、ハードの両面で取り組みを進めているところでございます。県としましては、鳥取県中部あるいは島根県西部を震源とする地震など、近年、山陰地方で発生した地震等に対する国の知見にも注視しながら、引き続き、地震対策の充実強化に努めてまいります。

○尾村利成議員 島根原発から南へ 2 キロちょっと行ったところの東西に、39 キロ宍道断層が走っているわけでありまして。宍道断層が動いた際、甚大なる被害が出ることは明白であります。

私は、宍道断層周辺を防災特別推進地域、これに指定して、しっかり抜本的な対策を講じるべきだと考えるものであります。専門家や関係者の意見をよく聴取されて、万全なる対策を講じられることを要求するものであります。

4. 2019年(令和元年・平成31年)2月定例会一般質問[2019年2月15日]

「原発、エネルギー供給について」

○尾村利成議員 次に、原発、エネルギー供給についてです。

福島第一原発事故から 8 年になろうとしています。事故原因は、いまだに未解明です。そして、今もなお 5 万人を超す福島県民がふるさとに帰ることができません。あの原発事故は、人々の幸せを奪い去ったのであります。

我が党県議団が実施した原発に関する島根県民アンケートでは、8 割の人が、島根原発の再稼働には反対との回答でありました。「原発動かすな」こそ島根県民の切なる願いであります。

安倍首相が成長戦略の目玉として進めてきた原発輸出計画は、ことごとく失敗しました。日立製作所は、イギリスでの原発建設計画の凍結を正式決定しました。原発輸出は、アメリカ、ベトナム、台湾、リトアニア

ア、インド、トルコ、イギリスと、全て頓挫し、総崩れに陥っています。

太陽光や風力などの普及が進み、再生エネルギーの発電コストは下落しています。その一方、原発は安全対策の強化が求められ、コストが年々上昇していることが、総崩れの原因であります。原発はもはや事業として成り立たない、成り立っていないということは明々白々ではありませんか。

しかしながら、政府は、輸出できない原発を、コストが安いんだとそをついて、日本国内での再稼働を行おうとしています。許されないことであります。

島根県政は、原発ゼロの島根、再生エネルギー先進県の島根の実現を決断するときであります。この立場から伺います。

昨年の北海道地震による北海道全域停電、いわゆるブラックアウトは、電力の安定供給のためには大規模集中発電から分散型発電へと転換し、リスクを分散させることの重要性を明らかにしました。原発は、大出力で、かつ出力の機敏な調整ができず、大規模集中発電そのものであり、電力供給が不安定、不確実であります。所見を伺います。

地域のエネルギー資源を使った再エネ発電は、売電収入が地域の企業、住民に還元され、地域の雇用を支え、地域経済の好循環を促すものであります。省エネ対策や再生可能エネルギーの普及を積極的に推進すべきであります。所見を伺います。

○**地域振興部長(稲葉寛佳)** 原発、エネルギー供給に関する2点の御質問にお答えします。

まず、原発は大規模集中発電であり、電力供給が不安定、不確実と考えるが所見を問うとのお尋ねについてであります。

昨年9月6日に発生した北海道胆振東部地震では、地震直後に火力発電所が緊急停止して、道内の約4割の電力供給がとまったことなどを引き金に、北海道全域で大規模停電、いわゆるブラックアウトが起きたところです。

国は、昨年7月に閣議決定したエネルギー基本計画において、安全性を前提に、安定供給、経済効率性の向上、そして環境への適合、これらのバランスを適切にとった政策とそれに基づく対応を着実に進め、2030年に目指すこととしている電源構成に向けて、原子力や火力、再生可能エネルギーなどの各エネルギー種別ごとの対策に取り組んでいくとしております。加えて、現在、北海道の大規模停電の検証、評価や、昨年夏以降の豪雨や台風など一連の災害における対応等を踏まえ、今後の電力の安定供給に向けた対策の検討が進められているところであります。

エネルギーは、国民生活や経済活動に欠くことのできない重要な基盤であり、国において責任を持って対応していく必要があると考えており、国のエネルギー政策の動きを引き続き注視していく考えであります。

次に、再生可能エネルギーによる地域経済の好循環と省エネ対策や再生可能エネルギーの普及の積極的な推進についてであります。

島根県では、平成27年9月に策定した再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に関する基本計画に基づき、森林資源や水資源などの地域資源を有効に活用し、地域に働く場や活力を生み出しながら、地域活性化の好循環にもつなげることを目指して、再生可能エネルギーの普及拡大に向けた取り組みを進めているところです。とりわけ、木質バイオマス発電においては、県内の豊富な森林資源が活用できるほか、林業やチップ製造業、運搬業などの多くの業種がかかわることから、新たな関連雇用が創出され、地域経済の好循環にもつながっています。

省エネ対策や再生可能エネルギーの普及については、先ほどの県計画において、地球温暖化の防止や地域資源の活用による地域活性化を目的として、具体的な施策や目標を掲げ、取り組みを進めているところです。今後も、市町村や県民と連携協働して、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入促進に引き続き取り組んでいく考えであります。

【再質問】

○**尾村利成議員** 執行部の先ほどの答弁で、きちっと反論をしないと県民に申しわけないと思いますので、再答弁はいいけど、反論しときます。

原発の問題。不確実じゃないですか。現在、発電量に占める原発割合というのは何%か知っているでしょう。わずか3%。発電量の電源内訳、原発は3%ですよ。不確定です、不確実です。

島根原発どうですか。2号機は、2012年1月27日から稼働が今停止していますよ。島根県では7年間、原発は全く動いてない。3号機はどうだったのか。2011年から運転の予定で3号機はつくられてきたけれど、今2019年だけど全く動かないじゃないですか。不確実です。

5. 2019年(令和元年・平成31年)6月定例会一般質問[2019年6月14日]

「知事の政治姿勢について」「島根原発について」

○尾村利成議員 まず、知事の政治姿勢について伺います。

言うまでもなく、県政の役割は、県民の命と安全、暮らしを守ることにあります。島根県政の重要課題の一つに、島根原発の問題があります。

福島原発事故は、人々の人生を狂わせました。原発事故は、ふるさとを壊し、家族をばらばらにし、人々の生活となりわい、幸せを奪い去りました。

あの事故から8年が経過しましたが、いまだに事故原因は究明されていません。事故は収束どころか、汚染水が太平洋に流出し、原子炉内の様子も把握できておらず、危機的状況が続いています。それにもかかわらず、政府は原発を重要なベースロード電源と位置づけ、原発再稼働、新設、原発輸出に躍起となっています。

一度、事故が起きれば取り返しのつかない被害をもたらす原発は、直ちに廃炉にすべきであります。

知事に伺います。

丸山知事は、福島の事故をどう捉えていますか。

知事は施政方針で、現場主義に徹すると強調されました。そうであるならば、原発立地県の知事として福島を視察し、その現実を直視し、島根県の政策判断に生かすべきであります。所見を伺います。

国政では、消費税10%増税、憲法9条改定の企てなど、国民の願いに反する政治が続いています。2014年の消費税8%増税を契機に、家計消費は世帯当たり25万円も落ち込み、労働者の実質賃金は年10万円も低下してしまいました。

今日、世界経済の減速も加わって、政府自身も景気悪化の可能性を認めざるを得ない状況であります。今求められているのは、家計を応援し、格差と貧困を正し、あすへの希望が持てる政治への転換であります。国民に5兆円もの増税を押しつける10月からの10%増税は中止すべきであります。

安倍首相は、憲法9条に自衛隊を明記し、戦争の放棄や戦力の不保持、交戦権の否定を定めた9条1項、2項を死文化させ、海外での自衛隊の武力行使を無制限にしようとしています。憲法の尊重擁護義務があり憲法で縛られるべき首相がみずから改憲の旗振りをする事自体、憲法違反であり、立憲主義の否定であることは明白であります。今求められるのは、世界に誇る9条を生かした平和外交によって、地域と世界の平和に貢献する日本をつくることではありませんか。

今日、地方自治体には2つの潮流があります。1つは、国の政策に唯々諾々と従う流れ、もう一つは、国の間違った政治に立ち向かう流れであります。

沖縄では、県知事選挙や国政選挙などあらゆる選挙において、辺野古への新基地建設反対の審判が下されています。しかし、安倍政権は、新基地ノ一の圧倒的な民意を一顧だにしています。この異常な強権政治に対し、知事を先頭にオール沖縄で、基地のない平和で豊かな沖縄をつくる県民の闘いが巻き起こっています。

福島では、原発にしがみついた国のエネルギー政策に対峙して、福島県と県内59市町村の全てが、県内全ての原発廃炉を求める意見書を上げています。福島では、自民党を始め全ての政党が、原発ゼロの福島を希求し、再生可能エネルギー先進県の福島を目指し、復興の道を歩んでいます。

さて、島根の県政はどちらの道を歩むのでしょうか。丸山県政が、国言いなりの県政となるのか、それとも県民の命や安全、福祉を守り抜くために、県民の願いに反する国の政治に立ち向かうのか、このことを68万県民は注目しています。

県政のトップである知事が、原発再稼働、消費税増税、憲法改悪など国の悪政の防波堤となり、県民の暮らしと福祉を守るべきであります。知事の決意を伺います。

最後に、島根原発について伺います。

私は、島根原発稼働の条件はゼロであるということ、6つの角度から述べます。

1つに、どの世論調査でも、原発稼働反対は圧倒的多数の声であります。

2つに、福島事故の原因はいまだに未解明であり、新規制基準には福島原発事故の教訓が反映されていません。こういう状況で、安全な基準などつくれるわけはありません。

3つに、使用済み核燃料や核のごみの処理方法は未確立です。核燃料サイクル、プルトニウム利用計画の破綻は明白であります。

4つに、原発こそ究極のハイコストであります。ことし3月、資源エネルギー庁は、太陽光、陸上風力発電とも1キロワット時当たり10円未満での事業実施が可能とし、逆に原発はコスト高となっているということをついに認めました。もはや原発安価論は通用しません。

5つに、実効ある避難計画は未策定です。県内の土砂災害要対策箇所の整備率は18.7%、決して災害に強い島根の県土となっていません。

6つに、科学者は、日本列島は地震の活動期に入ったと警告しています。この山陰地方も、地震の活動期に入ったと警告を受けています。島根原発の直下には、39キロメートルの宍道断層、98キロメートルの鳥取沖の断層が走っています。連続すれば140キロメートルもの活断層があるわけです。また、山陰地方の地下には、ひずみ集中帯が存在し、未知なる活断層の危険も指摘されています。

私たち政治家は、そして行政に携わる者は、自然の脅威に対して謙虚でなければなりません。島根の県政は、国の原子力政策に無批判迎合してはなりません。

知事に3点伺います。

第1に、県として島根原発稼働の是非についていかなるプロセスを通じて判断を下すのですか。

第2に、原発問題の判断基準に、基本的人権を保障した日本国憲法と、住民の安全を守ることこそ自治体の使命であると規定する地方自治法を物差しに据えるべきではありませんか。

第3に、県民の合意がなく、県民の命と安全を守ることができないのであれば、島根原発の稼働などあり得ないではありませんか。私は、圧倒的多数の県民の願いに反して、もしも県が原発稼働の道を進めていくなれば、県民の島根県政への信頼は失墜すると考えるものであります。知事の所見を伺います。

島根の進むべき道というのは、原発のない安全・安心の島根、そして再生可能エネルギー先進県の島根づくりにあるということを強調し、質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○知事(丸山達也) 最初の御質問は、福島第一原発事故を直視した政策判断についてであります。

福島第一原発事故から8年が経過いたしました。今なお約2万3,000人もの方々が避難指示の対象者として避難を余儀なくされている状況であり、このような事故は二度と起こしてはならないというふうに考えております。

今後、島根原発2号機の審査が終了した場合には、再稼働の判断を行うこととなりますが、その際に、福島第一原発事故を踏まえ、どのような安全対策、避難対策がとられているかが大きな要素となります。そのため、できるだけ早期に福島を訪れ、福島第一原発事故の原因とその後の対応、地域の状況などについて直接確認したいと考えておるところでございます。

次に、島根原発再稼働までの判断プロセスについてであります。

島根原発2号機及び3号機については、現在、原子力規制委員会による審査が行われておるところでございます。2号機の再稼働及び3号機の稼働について、県といたしましては、原子力規制委員会の審査終了後、国から安全性や稼働、再稼働の必要性、住民の避難対策などについてよく説明を受けまして、県議会を始め、住民の方々も参加する安全対策協議会、原子力専門家であります原子力安全顧問、関係自治体などの意見をよく聞きまして、総合的に判断していく考えであります。

次に、原発の判断基準についてであります。

憲法における基本的人権の尊重と、地方自治法における地方公共団体の役割などの規定につきましては、原発の再稼働のみならず、県政の推進に当たって根幹となるものであるというふうに考えております。また、国民生活の安定、向上や、国民経済の維持及び発展、地域、地球環境の保全なども、国や地方公共団体が考えていく大事な要素であります。

このため、県といたしましては、これらの点を踏まえて、原発の稼働、再稼働について判断をしまいたいと考えております。

最後に、県民の合意についてであります。

原発につきましては、住民の安全確保が最優先されることが重要であります。原発については、さまざまな意見があり、稼働、再稼働の判断に当たりましては、これらの意見を踏まえて、多様な観点からの検討が必要であると考えております。

このため、先ほどの答弁と繰り返す部分がありますが、島根原発の稼働、再稼働の判断の際には、原発の安全対策や避難対策、必要性などについて国から十分に説明を受け、県議会を始め、原子力専門家である原子力安全顧問、住民の方々も参加する安全対策協議会など、さまざまな機会を通じて幅広く県民の声をお聞きすることといたしております。

6. 2019年(令和元年・平成31年)9月定例会一問一答質問[2019年9月19日]

「原発問題について」

○尾村利成議員 最後の質問です。原発問題です。

知事が、盆明けの3日間、福島原発を視察されたことに対して、私は評価をするものであります。福島第一原発の事故を視察して、知事は何を学ばれましたか。福島の実現を直視した経験をどう教訓化し、今後の県政運営に生かす決意ですか、伺います。

○知事(丸山達也) 福島第一原発敷地内に入らせていただきまして、まだ残ります事故の影響を目の当たりにしたところをごさいます、こういった事故を二度と起こしてはならないとの思いを強くしたとごさいます、それと同時に、原発につきましては、事故の原因となりました津波や電源装置への対策など、安全性の確保が極めて重要不可欠であることを実感をしたところとごさいます。

その上で、ハード面のみならず、そこに従事されている方々の安全に対する意識や技術力の向上など、電力事業者の姿勢を含めた人的な対応も必要であるとごさいます。

また、行政として、大規模な複合災害に対しては、あらゆる状況を想定して、情報通信手段の確保など、事前の準備を万全にしておくということが重要だということ、福島県知事からも教えていただいたとごさいます。

また、現地大熊町では、8年余り、帰還困難区域に指定されて人が入れない町並みを見まして、原子力災害の影響の広範囲さ、それからそれにより失われたものを取り戻すということの大変さを感じたところとごさいます。

こうした経験を踏まえまして、原子力発電所の安全対策や住民の皆さんの避難対策により大きな責任感と具体的なイメージを持って当たっていきたいというように考えているとごさいます。

○尾村利成議員 東京電力は、7月31日に福島第二原発の全4基の廃炉を正式決定いたしました。これで福島第一原発の全6基と合わせて、福島では原発ゼロの実現であります。福島県や県民が、原発ゼロを決断した理由はどこにあると、知事はお考えでしょうか、伺います。

○知事(丸山達也) 現在、今回の原発事故という未曾有の災害とその影響、特に、風評被害も含めたいろいろな課題に直面されている福島県におかれましては、原子力に頼らない社会をつくるという強い思いから、県内にある全ての原子力発電所の廃炉を求め、復興に取り組まれているところとごさいます。こうした福島県の方針、取り組みというのは、県民の皆さんの共通する思いを実現するものでありまして、大きな原発事故を経験された県の判断として当然の御判断だろうというふうに思っているところとごさいます。

○尾村利成議員 当然の判断だと思います。

安倍内閣は、昨年7月に閣議決定したエネルギー基本計画、この計画では、引き続き原発、重要なベースロード電源と位置づけています。2030年度に電力の20%から22%を原発で賄うという計画であります。しか

し、現在、発電量に占める原発の割合は約3%しかありません。これを発電量の20から22%にまで引き上げるには、今ある原発、既存原発33基では足りません。明白であります。国のエネルギー基本計画は破綻しているではありませんか。原発の発電割合に根拠や具体性のない国のエネルギー政策は、私は無責任と考えます。見直すべきだと考えます。知事の見解を伺います。

○知事(丸山達也) エネルギー政策につきましては、国民の生活や経済活動に大きく影響するものでありまして、国において、国全体として責任を持って進めてもらう必要があると考えております。

議員から御指摘の国の長期エネルギー需給見通しにおけます2030年の電源構成割合を見ますと、原子力は総発電電力量の20から22%とされておりまして、その割合の考え方について、国は原子力、火力、水力などの各エネルギー源について、供給安定性、コストや温暖化対策などの視点から評価し、総合的に電源構成比率を示したものという説明をしております。

この現状におきまして、議員が述べられましたようないろんな評価があるわけでございますので、国においては、エネルギー政策上の原子力の位置づけや方向性などについて十分に説明を行うとともに、国民、関係自治体の理解を得るよう取り組んでもらう必要があるというふうに考えておるところでございます。

○尾村利成議員 私は、原発の推進路線というのは、今、島根が進める定住・移住、これにブレーキをかける。原発ゼロこそ安全・安心の島根創生であるということを目指したいと思っております。再稼働などあり得ないということを強調して、質問を終わります。

7. 2019年(令和元年・平成31年)11月定例会一般質問[2019年11月29日]

「原発問題について」

○尾村利成議員 次に、原発問題について伺います。

県は、島根原発の稼働について、原子力規制委員会の審査後に規制委員会から説明を受け、県議会や鳥取県、松江市、周辺自治体などの意見を聞いた上で総合的に判断するとしています。国任せ、審査待ちの受け身の姿勢では、県民の命と安全を守ることはできません。

新潟県は、3つの検証委員会を立ち上げています。1つは、福島第一原発の事故原因の検証、2つは、原発事故が健康と生活に及ぼす影響の検証、3つは、万一事故が起こった場合の安全な避難方法の検証であります。

島根県としても、主体的に、福島の事故原因、事故が健康に及ぼす影響、避難方法の検証など、調査研究に取り組むべきであります。所見を伺います。

11月8日から10日にかけて、原子力防災訓練が実施されました。訓練に当たりまして御尽力された全ての皆様に敬意を表するものであります。

原子力災害時には、県内市町村や他の県に避難者の受け入れをお願いしなければなりません。また、幼稚園、保育園、学校、病院、社会福祉施設は、毎年のように避難名簿の整理など避難マニュアルを作成しなければならず、多大なる労力を強いられています。

原子力防災訓練に参加した住民からは、こんな訓練を一体いつまでやらないといけないのか、避難訓練は結局愛するふるさと島根を捨てる訓練であって、悲しくなります、こういう声も寄せられているところです。

原発がある限り毎年訓練を続けなければならない、膨大な準備時間と予算、要員や物資を投入しなければなりません。しかし、原発ゼロを決断して、使用済み核燃料の処理が終われば、その数十年後から、原子力防災訓練をする必要はなくなります。そればかりか、原発事故に備えた避難計画の策定も不必要になります。

大規模災害が頻発しています。島根原発を稼働しないということを県として決断すべきであります。

知事に、はっきりこの議場で答弁していただきたい。住民と関係自治体の同意や実効ある避難計画が策定されない限り島根原発は絶対に稼働しないということを明確に宣言してください。

福島第一原発事故から8年8カ月がたちました。いまだに事故は収束していません。それなのに、東京電力は無責任な対応に終始しています。

関西電力の役員に多額の金品が渡されていた原発利権も明らかになりました。事故が起きて責任をとら

ず、汚れた原発マネーを受け取っていた電力会社に、原発を稼働する資格などないではありませんか。

政治の責任で、他の電力会社についても不正がないのかどうか、徹底的な調査を実施すべきことを求めるものであります。

○知事(丸山達也) 次に、原発の安全性などの検証についてであります。

議員御指摘の新潟県では、3つの検証委員会とそれらを総括する委員会を設置し、原発の安全性などについて審議しておられるところであります。これらの委員会には、原子炉の専門家、地震の専門家、放射線影響の専門家、原子力防災の専門家など34名に委嘱をされておられます。

一方、島根県におきましては、原子力安全顧問として、原子炉の専門家など、新潟県と同様に各分野の専門家17名に委嘱し、原子力安全顧問会議の場などを通じて助言、意見をいただいているところであります。

そうした中、原子力規制委員会での島根原発2号機の審査が進むにつれまして、審査内容が、自然災害、原子炉施設といった分野ごとに細部に及んできております。また、規制委員会の審査では扱われない防災面につきましても、今後、専門的な助言、意見を求めていく必要があると考えております。

このため、県といたしましては、今後の原子力安全顧問会議の運営に当たって、例えば地震、津波などの自然災害対策、原子炉の安全対策、避難対策といった個別のテーマごとの会議も開催していくなど、より専門的な助言、意見が得られるよう工夫してまいりたいと考えているところであります。

次に、島根原発を再稼働、稼働しないことについて決断すること、それを宣言することについてお答えいたします。

原子力発電所につきましては、安全対策を実施したとしても、事故のリスクを完全にゼロにすることにはならないことから、万が一の事故が発生した場合の避難対策が必要であります。原子力防災訓練は、避難対策を検証し、その結果を踏まえて改善を行い、実効性を向上させるためにも、繰り返し行う必要があると考えております。

その上で、島根地域全体の避難計画である緊急時対応を、国と関係自治体等で構成する島根地域原子力防災協議会で取りまとめ、その後、内閣総理大臣が議長となります原子力防災会議が了承するという手順が定められており、県としては、国や関係自治体等と連携し、避難対策の実効性の向上に努めてまいります。

また、住民と関係自治体の同意につきましては、原発にはさまざまな意見があり、再稼働、稼働の判断に当たっては、これらを踏まえて多様な観点からの検討が必要であると考えております。このため、県といたしましては、原子力規制委員会の審査終了後、安全性や必要性、緊急時対応に基づく住民の避難対策について国から十分に説明を受け、その上で、住民の方々も参加されます安全対策協議会や、先ほど述べました原子力専門家であります原子力安全顧問、さらに県議会や関係自治体などの意見もよく伺い、総合的に判断していく考えであります。

8. 2020年(令和2年)2月定例会一般質問[2020年2月27日]

「島根原発について」

○尾村利成議員 最後に、島根原発について伺います。

またもや中国電力の法令違反が明らかになりました。2月19日、中電は、島根原発の放射性固体廃棄物を一時的に保管するサイトバンカ建物の放射線管理区域内における巡視業務に関して、巡視業務を行っていないのに巡視を行ったとする虚偽、この虚偽の事実を公表しました。

2010年には511カ所もの点検漏れを起こし、2015年には低レベル放射性廃棄物処理の検査報告書を偽造し、2019年には放射線量等の計測記録保管にかかわる法令違反を起こしています。何度も不正、不祥事を続ける中国電力には原発を動かす資格はありません。知事の所見を伺います。

次に、原子力防災訓練、避難計画についてです。昨年11月に原子力防災訓練が実施されました。この訓練に係る準備期間と予算額、並びに訓練で明らかになった課題や教訓をどのように総括し、今後の訓練にどう生かしていくのかお示してください。

昨年11月議会で、県は、今後の原子力安全顧問会議の運営に当たって、自然災害対策、原子炉の安全対策、避難対策についてテーマごとの会議を開催することを表明しました。今後の開催計画、運営概要を伺います。

避難計画の実効性を高めるためには、避難先自治体や病院、社会福祉施設、学校、保育所、バス事業者など、避難に関係する方々を集めて現場の声を聞き、計画に反映させることが必要と考えますが、いかがですか。

1月17日、広島高裁は、四国電力伊方原発3号機について運転差し止めの司法判断を下しました。決定は、四国電力の原発近くの活断層調査が不十分であること、火山噴火の影響も過小に見積もっていることを認定したのであります。これは、安全性に問題がないとした原子力規制委員会の判断は不合理だと断じた司法からの厳しい警告であります。

福島原発事故から間もなく9年を迎えます。あの原発の事故はふるさとを壊しました。人々の幸せを奪い去りました。島根県内でも原発がある限り、島根原発を見れば安心して子どもを産むことができない。こういう声が若者から多数寄せられています。知事は、この声をどう受けとめていますか。

最も人口を減少させる要因というのは原発事故ではありませんか。原発推進による原発事故への根強い不安感ではありませんか。出生率向上、人口増加を目指すなら、原発ゼロの島根こそ島根県政が決断すべきであります。知事の考えを伺って、質問を終わります。

○知事(丸山達也) 次に、島根原発におけます巡視業務に関する中国電力の虚偽報告の関係についてであります。

本件につきましては、2月18日に巡視業務を受託した中国電力の協力会社から中国電力に報告がなされ、その翌日、県に対しても中国電力から報告を受けたところであります。

当日、私が中国電力から直接説明を聞きましても、平成22年3月の点検不備問題以来、安全文化醸成の推進に取り組んできた中で、こうした事案が再発したことは極めて残念で、反省されるべき内容であります。

中国電力には、まず、なぜこういった状況が社員さんに生じたのか十分な調査を行い、さらにそこに組織体制としての改善すべき点がないのかといったことも含めて徹底した原因分析、再発防止を講じていただく必要があると考えております。その上で、中国電力には原子炉設置者として、その資質が疑われることがないような取り組みを進めてもらうことが大事だというふうに思っております。

当然、原子力規制委員会には、この状況を確認し、厳正に指導を行っていただきたいと考えておりますし、県としては中国電力や原子力規制委員会の今後の対応をしっかりと確認していきたいというふうに考えております。

最後に、県知事として原発ゼロの決断をすべきとの御指摘についてであります。

原子力規制庁によれば、福島第一原発事故の教訓を踏まえて策定されました、いわゆる新規制基準に基づく安全対策が実施されれば、放射性物質の大量放出に至るような重大な事故が発生する可能性は極めて低く抑えられるとしているところであります。

しかしながら、リスクがゼロになるわけじゃないということも同時に規制委員会が申しておられるわけでありまして、原発に対して不安を抱かれる県民の方々がおられるのは当然また事実であります。

島根原発の稼働、再稼働の判断に当たりましては、原子力規制委員会の審査終了後、国から安全性や必要性、住民の避難対策等について十分に説明を受け、今申し上げましたような原発に対する不安を持たれている住民の方々を含めた住民の皆さんのさまざまな意見をよく聞いて、総合的に判断していく考えであります。

○防災部長(山口和志) 私からは、島根原発に関し、3点お答えします。

まず、原子力防災訓練の準備期間、予算額、及び課題や教訓を今後の訓練にどう生かすかについてでございます。

国と合同で行いました今年度の原子力防災訓練につきましては、昨年5月末に実施が決定した後、関係機関と調整して11月に実施をしております。訓練に要した経費につきましては、県の当初予算ベースで約4,500万円であり、全額国費が充当されています。

県の評価といたしましては、1月23日の評価会議でお示したとおり、首相官邸を含め、国等と連携して一連の手順を確認した初動対応訓練を踏まえ、今後、さらに訓練従事者が習熟するため、対象を絞った訓練が必要というふうに考えております。

また、2日間にわたり県外を含めて実施しました避難訓練を踏まえまして、今後、屋内退避の有効性を含

む段階的避難に対する住民理解が進むよう、取り組みを進めていくことが必要と考えております。

さらに、福祉タクシーや中国電力が手配した福祉車両など、多様な搬送手段により実施した避難行動要支援者の避難訓練を踏まえまして、今後、福祉車両を迅速かつ確実に確保する方策の検討が必要と考えております。

今回の訓練で得られた教訓等を踏まえまして、関係自治体等と相談しながら、引き続き県外を含む住民避難や複合災害を想定した訓練を実施するなど、今後の訓練内容について検討を進めてまいります。

次に、原子力安全顧問会議の運営についてでございます。

島根県では、原子力安全顧問として原子炉の専門家、地震の専門家、放射線影響の専門家、原子力防災の専門家など17名に委嘱し、原子力安全顧問会議の場などを通じて助言、意見をいただいているところでございます。

そうした中、原子力規制委員会での島根原発2号機の審査が細部に及んできていることなどから、県としましては、今後の顧問会議の運営に当たって、従来の全顧問を対象とした全体会議に加えて、地震、津波などの自然災害対策、原子炉施設の安全対策、原子力規制委員会の審査では扱われない避難対策の3つの小会議を設けることとしており、具体的な進め方としまして、例えば自然災害対策の小会議では、発電所に到達する津波の高さが適当であるかや、その対策の一つである防波壁の高さが適切であるかなど、県として確認すべき項目を論点として抽出し、より専門的な助言、意見を聞く考えでございます。

こうした進め方につきましては、全体会議の場で示した上で、まずは原子力規制委員会の審査が進んでいる自然災害対策の小会議から、来年度当初より開始してまいります。

次に、避難計画への関係者の意見を取り入れることについてでございます。

議員御指摘のとおり、避難計画の実効性を高めるためには、避難に関係するさまざまな機関や団体等の御意見を伺うことが重要でございます。そこで、地域防災計画や避難計画については、内容についてさまざまな関係機関とあらかじめ調整を行った上で防災会議などで説明し、御意見を伺っているところですが、それぞれの関係者の御関心のある点は多様であり、個別に意見を伺うことも重要でございます。

このため、例えば住民の避難に際して御協力いただく避難先の自治体については、担当者を集めた意見交換会や個別訪問などを行っております。このほかにも、消防団やバス事業者などの関係者に対しましては、原子力防災に関する研修会を開催しております。このような場で伺った意見などを、具体的な手順や防災訓練の内容などに反映しております。

また、災害時に利用者の避難や家族への引き渡しを行う病院、社会福祉施設、学校、保育所などにつきましては、それぞれが実施する防災訓練や研修会、避難計画の策定状況を確認する際などのさまざまな機会に避難手段の確保などの意見をいただいております。これについて現在検討を進めております。

さらにこのほかにも、関係団体等の方から意見交換等の開催の申し出がありました場合には個別に対応し、御意見を伺っているところでございます。

今後もさまざまな場で御意見等伺いながら避難対策に反映し、実効性の向上に努めてまいります。

9. 2020年(令和2年)6月定例会一問一答質問[2020年6月17日]

「島根原発での新型コロナウイルス感染症対策について」「中国電力の巡視業務未実施について」

○尾村利成議員 まず、島根原発での新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

島根原発構内では何人の労働者、作業員が働いていますか。

○防災部長(山口和志) 島根原子力発電所は現在稼働しておりませんが、原発構内では2号機の原子炉の監視業務、新規基準で求められる2号機及び3号機の安全対策の工事、1号機の廃止措置などの業務が行われており、工事内容や点検内容などで増減はありますが、関連会社を含め、約3,000人が従事しております。

○尾村利成議員 3,000人が構内にいます。人口密度が非常に高い。原発の工事関係者、請負者に対する感染防止対策がどのように行われていますか。また、原子炉を監視、制御することが求められる原子炉運転員の感染防止対策について伺います。

○**防災部長(山口和志)** 島根原発での新型コロナウイルス感染症拡大防止対策につきまして、中国電力に確認したところ、次のような対策がとられております。

まず、発電所全体の基本的な対策としまして、出勤前の検温の実施、体調管理の徹底と体調不良時の迅速な報告、職場における距離の確保などが行われております。原発構内の工事関係者に感染者が発生した場合には、影響する範囲を特定し、その範囲では工事を中断する対策とされております。

また、原発の安全対策に直接関係する原子炉等の監視業務では、そもそも複数の班が交代で実施しております。感染者が発生した場合は、ほかの班に感染が拡大しないよう、交代時の引き継ぎ業務をテレビ会議方式で実施するよう引き継ぎ方法を変更するなど、ほかの業務よりも対策が強化されております。さらに、ほかの部署からの有資格者の応援などにより発生前の体制を維持するとしております。

○**尾村利成議員** 3,000人もの作業員がいる島根原発で大量の作業員がクラスターとなったとき、どうなるでしょうか。現在、県の新型コロナ受け入れ確保病床数は253床しかありません。病床数の不足が懸念されま。今後の対応方針を伺います。

○**健康福祉部長(小村浩二)** 患者がどれだけ発生するのかを想定することは大変難しく、そのため、必要となる病床数についても想定することがなかなか難しいと考えております。

県では現在、先ほどおっしゃっていただいた253床の入院病床に加えて、軽症者や無症状者のための宿泊療養施設に45室を確保しております。これ以上の対応が必要となる場合には、中国5県の広域支援協定により、県外の医療機関への入院を行う体制を整えております。県では、今後も入院病床や宿泊療養施設の確保を進めてまいります。

○**尾村利成議員** 新型コロナウイルス感染症の対策として、三密を避ける、遠距離の移動を避ける、こういった移動制限が求められます。しかし、原発の事故が発生すれば、バスでの遠距離移動や避難所への避難など、三密の状態が避けられません。

新型コロナ対策と原発事故時の避難は、その方向性が全く逆であり、相反するものであります。新型コロナウイルスの感染が拡大する中において、もし原発の事故が起こるならば、安全の確保は困難をきわめます。このことを真剣に考え、適切な対策を講じなければなりません。

原子力規制委員会は、新規制基準適合性審査の審査対象の中に新型コロナウイルス対策を盛り込むべきであります。さらに、避難対策を盛り込むべきであります。島根県においても、新型コロナ対策を踏まえた避難計画の抜本的見直しが必要と考えます。所見を伺います。

○**知事(丸山達也)** 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた原子力災害時の避難計画につきまして、これを検討する必要がございますけれども、この内容につきましては、今後こういった時期にワクチンや治療薬が開発され、普及されるか、また感染拡大の状況がどの程度になっているかなどの状況によってもとるべき対策と内容が大きく異なっております。

具体的には、ワクチンや治療薬が開発され、普及されていけば、これまでの既存の新型インフルエンザの感染症と大きく変わらないということになりますし、感染が収束していないようなケースにおきましては、避難先自治体において自然災害に備えた三密回避などの準備を備えた避難所を使わせていただくといったことも必要になっていくというふうに考えております。

こういった避難計画につきましては、国と2県6市等で構成します島根地域原子力防災協議会の作業部会で計画の具体化、充実化を進めることにしております。今後、このような感染症対策につきましても、課題としてどのようなものがあるか、それに対してどう対応するかなど、国とも一緒になりまして避難対策の実効性の向上を図っていきたいというふうに考えております。

○**尾村利成議員** 実効ある避難計画の策定に向けて尽力していただきたいと思っております。

原発問題で中国電力の巡視業務未実施について伺いたいと思っております。

中国電力は本年2月、放射性廃棄物を保管するサイトバンカ建物の巡視業務を実施していなかったことを

公表しました。その後の調査で、驚くべきことに、2002年度以降、8人が計32日巡視業務を実施していなかったことが明らかとなりました。原子力規制委員会は、この事象を法令違反とももちろん指摘をいたしました。

中電は、2010年に511カ所もの点検漏れを起こして以来、不正はしない、ルールは守ると県民に約束し、安全文化の醸成に取り組んできたはずであります。相次ぐ法令違反に、県民の不信と怒りが高まっています。知事、この事例をどのようにお考えになりますか。

○知事(丸山達也) 議員から御指摘がございましたとおり、中国電力が平成22年3月の点検不備問題以来、安全文化醸成に取り組んできたさなかにこうした問題が起きたということは、これらの取り組みへの疑念を抱かせ、地域の信頼を大きく損なうものであるというふうに受けとめております。

中国電力には十分な調査を行ってもらい、組織、体制として改善すべき点をも含めて、しっかりとした原因究明、再発防止を講じてもらう必要があると考えております。また同時に、監督官庁である原子力規制委員会に中国電力への厳正な指導を行ってもらい、中国電力にこの指導に対して適切に対応してもらうということが必要であります。県といたしましては、こういった原子力規制委員会、中国電力の対応状況を詳細に確認していく必要があるというふうに考えております。

○尾村利成議員 私は、たび重なる不正、不祥事を続ける中電に安全文化の醸成などできないと思います。なぜならば、中国電力が今策定しようとしている再発防止対策は、根源的なことに踏み込んでいないからです。根本的な原因分析と再発防止策を策定、実施させるために県としてのいかなる対応を行うのか、この点について伺います。

○知事(丸山達也) 県と松江市によりまして、5月26日に立入調査を行っております。今回の問題に関する事実関係についての確認と、中国電力が原因分析、再発防止策をどのように検討しているかということの聴取を行ったところであります。

中国電力は今後、組織、風土等の問題も含めた根本的な原因分析に取り組み、再発防止策をまとめるとしております。県といたしましては、中国電力からの根本的な原因分析を含めた再発防止策に関する報告を受け、再度立入調査を行うなど、今後の状況を確認していく考えであります。

○尾村利成議員 私が、中国電力が根源的なことに踏み込んでいないのか、根本的な再発防止対策を行おうとしていないのか、なぜそう言ったかといいますと、それは1つに、中電は、甚大な被害を出し、今も収束の見通しが立っていない福島事故の教訓を学んでいないからです。2つに、原発は技術的に未完成で危険であるということ直視していないからです。

中電が不正、不祥事を繰り返さないためには、原発は事故を起こさないという安全神話から決別しなければならぬと考えます。しかし、中電はどうでしょうか。中電の清水社長は本年1月、2025年までに島根原発2号機、3号機を稼働させるという意向を示し、原発ゼロを願う県民の願いを踏みにじる経営方針を表明しているではありませんか。原発の再稼働、稼働を最優先に考えているじゃありませんか。経営陣を始め協力会社までが安全神話につかり切っている電力会社に原発を運転する資格はない、私はこのように考えますが、知事の所見を伺います。

○知事(丸山達也) 中国電力は島根原子力発電所の原子炉設置者でありまして、それに関する業務というのは、直接中国電力本体で行っているか、関連会社、子会社等で行っているか、協力会社としての委託でやっているかという形態を問わず、設置者としてその責任を全て負っているというふうに思っております。

したがって、安全意識の浸透ということにつきましては、会社本体にとどまらず、関連する業務に携わる全ての会社で浸透させてもらうことが欠かせないというふうに思っております。委託かどうかということにかかわらず、その責任は中国電力にあるというふうに思っておりますので、そういった点も含めて、中国電力には原子炉設置者として、その資質が疑われることがないような取り組みをきちんと進めてもらう必要があるというふうに考えております。

○尾村利成議員 安全神話につかっている中電が新型コロナ危機のもとで原発稼働など絶対に認められない、

このことを強調し、次の質問に移ります。

10. 2020年(令和2年)9月定例会一般質問[2020年9月11日]

「核燃料サイクルと島根原発について」

○尾村利成議員 次に、核燃料サイクルと島根原発について伺います。

原子力規制委員会は7月29日、青森県の日本原燃六ヶ所再処理工場を新規規制基準に適合したと認める審査書を決定しました。六ヶ所再処理工場は、全国の原発で発生した使用済み燃料を集め、燃え残りのウランとプルトニウムを取り出し、高レベル放射性廃棄物も同時に取り出す放射能化学工場であります。日本原燃は、2021年度上期としていた竣工時期を1年延期すると表明しました。25回目の竣工時期の延長であります。仮に再処理工場が稼働したとしても、回収されたプルトニウムの利用計画は全く見通しが立っていません。使う当てのないプルトニウムのため込みは核不拡散条約に抵触し、国際的な信用を失う極めて深刻な問題であります。原発を再稼働すれば使用済み燃料のプールはあふれ出し、再処理をすれば使う当てのないプルトニウムがたまり続け、処理方法のない高レベル放射性廃棄物が増え続けてしまいます。核燃料サイクルは夢のサイクルではなく、負のスパイラルであり、これらの問題を解決する道は、原発からの撤退の政治的決断を行う以外にないと考えますが、所見を伺います。

中国電力は、サイトバンカ建物の巡視業務を実施していないにもかかわらず、実施したとの虚偽報告を行っていました。この問題の原因分析と再発防止策を取りまとめた報告書が8月31日に公表されました。報告書で示された再発防止策は、現場写真を巡視記録に添付するよう求める小手先、形式的なものにすぎず、根本対策とは言えません。私は、中国電力が不正、不祥事を繰り返さないための根本的対策は、1つに、中国電力が原発は事故を起こさないという安全神話から決別すること、2つに、安全より利潤を追求し、原発稼働最優先の経営方針を改めることが重要と考えるものであります。根本的な再発防止対策として、中国電力並びに協力会社の職員が、福島原発事故の教訓、原発事故が国民の生存権、幸福追求権、財産権、居住権など基本的人権を奪い去った事実を深く学び、認識すべきと考えます。知事の所見を伺います。

○知事(丸山達也) 次に、核燃料サイクルと原子力発電についてお答えをいたします。

国は、第5次エネルギー基本計画におきまして原子力を、安全性の確保を大前提に長期的なエネルギー供給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源と位置づけるとともに、使用済み核燃料を再処理し回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本方針としているところであります。議員から御指摘もございました再処理に伴う様々な課題につきましては、国が前面に立って責任を持って取り組むべきものであるとの認識の下に、島根県といたしましても重点要望の中で、使用済み核燃料の搬出や譲渡しが確実に行われるよう使用済み核燃料の再処理等に取り組むこと、また、原子力発電所の放射性廃棄物の処分については、原子力事業者等が処分場確保に向けた取組を確実に進めることを基本としつつ、国としても処分の円滑な実施に向け必要な取組を進めることを、国に対して求めているところであります。したがって、使用済み核燃料の再処理等については国が、放射性廃棄物の処分につきましては原子力事業者等と国が、それぞれ責任を持って取り組んでいただく必要があるというふうと考えているところであります。

次に、島根原発の巡視業務未実施事案における再発防止策についてお答えをいたします。

本件につきましては、中国電力の協力会社の複数の職員が関わっていたことから、組織体制や業務の在り方等について、背景を含め徹底した原因分析のもと、適正な業務管理体制を構築することや、協力会社を含めた職員一人一人の意識改革が重要であるというふうと考えております。議員からも御指摘のございました福島原発事故の教訓から申し上げますと、私自身、昨年現地を訪れ、この福島第一原発事故の発生の状況や、その後の困難な中での避難の状況、そして現在取り組まれている復興の状況を確認したところであります。

そうした中で、原子力災害で一度失われたものが、これを取り戻すということの大変さ、また、こういった事故を二度と起こしてはならないという思いを強くしたところであります。中国電力、またその協力会社におきましても、同様の認識を常に持ち、業務執行に当たってもらう必要があると考えております。県といたしましては、立入調査なども含めまして、中国電力及び関連の会社の安全に対する認識を徹底することを含め、改善の取組を確認していきたいと考えているところであります。

11. 2020年(令和2年)11月定例会一問一答質問[2020年12月2日]

「島根原発について」

○尾村利成議員 島根原発について伺います。

中国電力は、2010年に511か所もの点検漏れを起し、不正をしない、ルールは守ると県民に約束していました。しかし、その後、2015年には低レベル放射性廃棄物を処理する機器の検査報告書を偽造しました。そして、今年になって、放射性廃棄物を保管するサイトバンカ建物の巡視業務を怠っていたことが明らかになりました。

度重なる法令違反に県民の不信と怒りが高まっています。県として中国電力に対し、サイトバンカ建物の巡視未実施問題に関する住民説明会開催を強く要求し、県民への説明責任を果たさせるべきと考えますが、知事のお考えをお聞きます。

○知事(丸山達也) 議員からも御指摘をいただきましたとおり、平成22年3月の点検不備問題以来、中国電力において安全文化醸成に取り組んでいるさなかにこうした問題が再発したということは、これからの取組への疑念を抱かせ、地域の信頼を損なうものと受け止めております。

現在、中国電力は具体的なアクションプランを定めまして、現場の業務管理体制の見直し、協力会社の社員を含めた安全文化の意識定着に向けた研修といった再発防止策に取り組んでおり、県も立入調査を行いまして確認を行ったところであります。

その取組につきましては、これまで広報誌やホームページに掲載されているほか、立地周辺市の議会や安全対策協議会においても説明が行われているところであります。今後、住民の方々に対し、どのように周知、説明を行っていくかにつきましては、まず中国電力において検討されるべきことと考えますが、分かりやすく丁寧な説明が行われることが必要と考えております。

県といたしましては、適当な時期に安全対策協議会などを開催し、その際に中国電力から説明を受けることといたしております。これらの開催に当たりましては、従来どおり、一般の方々の参加もできるようにする考えであります。

○尾村利成議員 県としての中電への指導をしっかりとお願いしたいと思えます。

宮城県の村井知事は、東北電力女川原発2号機の再稼働に同意を表明しました。女川2号機は、福島第一原発と同じ沸騰水型原子炉であり、沸騰水型原子炉再稼働への地元同意は福島事故後、初めてのものとなります。

島根原発2号機も沸騰水型原子炉であり、2013年12月25日に新規制基準適合性審査が申請され、審査が開始されて7年となります。中電の清水社長は、審査は終盤との認識を示しています。県として審査の進捗状況をどのように考えているのか伺います。

○防災部長(山口和志) 審査の進捗につきましては、審査結果の取りまとめに差しかかるようになってから論点や問題が浮上してくることもあると聞いております。一概にどの段階と示すことはなかなか難しいところでございますが、中国電力の分類によりますと、36項目のうち31項目は実施済みとしております。また、現在審査が続いております項目は、噴火で積もる火山灰の影響や、津波から施設を守る防波壁の設計など5項目としております。

○尾村利成議員 審査は大詰めを迎えています。原発の審査において、国任せ、国の審査待ちの受け身の姿勢では、県民の命と安全を守ることはできません。島根県独自の検証が必要であります。

島根県の原子力安全顧問会議には、自然災害対策、原子炉施設の安全対策、避難対策の3つの小会議が設けられています。県としていかなる検証を行っていますか。

○防災部長(山口和志) 県では今年度から、自然災害対策、原子炉施設の安全対策、避難対策の3つのテ-

まごとに、それぞれを専門とする原子力安全顧問から小会議形式でより詳細な助言、意見を得ることにしていきます。

自然災害対策と原子炉施設の安全対策の小会議では、主に原子力規制委員会による島根原発2号機の審査上の論点、例えば宍道断層の長さなどにつきまして中国電力に詳細な説明を求め、その内容が妥当であるか専門的見地から御確認をいただいております。

そのほかにも、県独自の視点としまして、例えば議員からも過去に御質問がありました島根半島の海岸に見られるような地形の成り立ちと地震との関連性や、ひずみ集中帯で発生する地震などについても論点に加えまして、確認をいただいております。

また、避難対策につきましては、小会議に先立ちまして災害心理の専門家1名を新たに委嘱したところであり、今後、原子力災害時における屋内退避や避難などの指示に対する住民の避難行動等について助言、意見をいただくこととしております。

○尾村利成議員 県としての徹底した独自の検証を求めるものであります。

女川原発です。女川原発は牡鹿半島の付け根近くにあり、主要道路は海岸沿いに曲がりくねっています。迅速なる避難は極めて困難視されています。実効ある避難計画は未策定です。何よりも県民の7割が反対している中において、女川原発2号機の再稼働に同意した宮城県知事の判断は、私は拙速と考えます。

島根県においても、コロナ禍の下、あらゆる課題が山積しており、実効ある避難計画なしに原発の再稼働など許されません。県として、再稼働を不安に思う県民の声にしっかりと耳を傾けるべきと考えます。知事のお考えをお聞かせください。

○知事(丸山達也) 女川原発2号機の再稼働同意に当たりまして、宮城県知事は会見で、福島第一原発事故のこともあり、最後まで悩んだ。苦渋の決断だったというふうにコメントされておられます。様々な御意見がある中で様々な事柄を考慮され、慎重に判断された結果ということで受け止めておるところでございます。

新聞報道等によりますと、女川原発では避難道路の問題などについて意見が多かったというふうに伺っております。島根県では、島根地域の避難計画の具体化、充実化を進めていく中で、福祉車両の追加的な確保や、新型コロナウイルス感染症流行下における感染症検査の円滑な実施などについて、引き続き検討することといたしております。

原発につきましては、議員から御指摘のとおり、不安を抱かれる方もいらっしゃいます。原発の再稼働に当たりましては、原子力規制委員会の審査終了後、国から安全性、必要性、そして住民の避難体制等について十分な説明を受け、そのような原発に対する不安を持たれている住民の方々の御意見を含み様々な御意見を踏まえて総合的に判断していく考えであります。

○尾村利成議員 宮城県知事は、最終的には国策に従ったというふうにコメントしておられます。国策、すなわち国のエネルギー基本計画ですね。これは原発推進の方向にあります。

私は、知事に島根の県民の声をしっかり聞いていただきたいと思っております。度重なる法令違反を続け、全国最多の不正を続ける中国電力に原発を運転する資格はない、こういう声が今たくさん出されています。この声を直視していただきたい。このことを強く要望し、最後の質問に入ります。

12. 2021年(令和3年)2月定例会一般質問[2021年2月26日]

「島根原発の基準地震動の再検証、原子力規制委員会のあり方について」

○尾村利成議員 次に、島根原発の基準地震動の再検証、原子力規制委員会のあり方について伺います。

今年3月で福島原発事故から10年を迎えます。事故は未だ収束せず、原子力災害による被害は、多くの避難者と関連死、放射性物質による汚染、地域産業の衰退、地域コミュニティの破壊など甚大で長期に及んでいます。事故はふるさとを壊し、家族をバラバラにし、人々の幸せを奪い去りました。知事は、福島原発事故の現状と課題をどのように認識していますか。

昨年12月、政府は原発を「確立した脱炭素技術」として「最大限活用していく」とし、新型原発の開発

も行うとした「グリーン成長戦略」を決定しました。福島の実現を直視すれば、温暖化対策を口実にした原発推進など許されません。

島根原発2号機の規制委員会での審査が終盤を迎えています。

県は、原発の再稼働にあたって、規制委員会の審査終了後に規制委から説明を受け、県議会や関係自治体、安対協などの意見を聞いた上で総合的に判断するとしています。

しかし、この判断プロセスには、問題があります。規制委員会での審査が十分なる安全性を担保できるものではないからであります。この間の問題事例として、島根原発2号機の基準地震動ならびにサイトバンカ建物の巡視業務未実施の2点について申し上げます。

まず、基準地震動の評価についてです。

福井県の関西電力大飯原発3、4号機について、昨年12月4日に大阪地裁は、基準地震動が過小評価されているとして、国の設置変更許可を取り消す判決を出しました。

原発は想定される最大の地震の揺れ・基準地震動を計算し、その想定に耐えられる設計になっていなければなりません。

規制委員会が定めた審査のガイドラインは、基準地震動設定にあたって、過去に起きた地震規模の平均値からずれる「ばらつき」を考慮する必要があると定めています。すなわち、平均的な地震規模に修正を加え、高めの地震規模を想定しなければなりません。

しかしながら、関西電力は「ばらつき」を考慮せず、規制委員会もこの点を何ら検討することなく、関電の申請は基準に適合していると認定していたのであります。

このことに対し、判決は「規制委の判断は地震規模の想定で必要な検討をせず、看過しがたい過誤、欠落がある」と断じました。自ら定めたガイドラインを守らず、設置変更を許可した規制委員会の責任は極めて重大ではありませんか。

事実、この10数年前余りで、基準地震動を超える揺れが5件も発生しています。2005年の宮城県沖地震（M7.2）による女川原発、2007年の能登半島地震（M6.9）による志賀原発、2007年の新潟県中越沖地震（M6.8）による柏崎刈羽原発では、想定より小さい地震にもかかわらず、基準地震動を超えたのであります。

規制委員会は2018年2月16日、820ガルとする島根原発2号機の基準地震動を「概ね妥当」と評価しました。しかし、これは「ばらつき」を考慮することなく計算した基準地震動にほかならず、過小に見積もられている可能性を否定できません。規制委員会に対し、基準地震動の再検証を求めるべきであります。所見を伺います。

次に、サイトバンカ建物の巡視業務未実施にかかる規制委員会の検査についてであります。

中国電力が協力会社に委託しているサイトバンカ建物の巡視業務に関し、2002年度以降、8人が計32日、巡視業務を実施していないのに、巡視したとする記録をねつ造していたことが明らかとなりました。これに対し、県はこの行為を厳しく批判し、立ち入り調査を行い、規制委員会に対し、厳正なる検査を求めていました。しかし、当の規制委員会は如何なる対応を取っているのでしょうか。

この問題について、昨年5月の規制委員会の定例会合で、驚くべき発言が行われています。

規制管理官は、保安規定違反としながらも、「未実施であった施設は安全上重要な施設ではない」「安全に及ぼす影響の程度は極めて小さい」と発言しているのであります。

さらに、原子力規制委員長は「点検していないのに、記録が作られ、厳しい言い方をすると、ねつ造されてしまった。そういった意味では悪質」としながらも、「そもそも、こんな点検が必要なのか」と言い放っている所以であります。信じ難く、許せない発言ではありませんか。これでは、規制委員会ではなく、“原子力推進委員会”ではありませんか。規制委員会は、事業者の虜になってはなりません。

原子力規制委員会設置法では、「原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならない」とされています。しかしながら、規制委員会の安全軽視の姿勢は、この精神に反するものであります。知事の所見を伺います。

規制委員会が自ら定めたルールさえ守らず、重大なる保安規定違反があるにもかかわらず、十分な検査、そして事業者への指導を怠っている規制委員会の審査に例え合格しようとも、安全は担保されていません。原発再稼働など絶対に認められないと考えます。所見を伺います。

*** 県議会ホームページに議事録のアップなし**